# 【改正健康増進法及び政省令の概要】

（１）改正法のポイント

・健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮する観点から、施設の類型・場所ごとに受動喫煙対策を実施すること

・第一種施設（施行日平成31年7月1日）は、多数の者が利用する施設のうち、行政機関の庁舎、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設とされ、原則敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所設置可）

・第二種施設（施行日　平成32年4月1日）は原則屋内禁煙（喫煙専用室で喫煙可）

（２）政省令のうち第一種施設に関することの概要

○第一種施設の対象が示された（施設詳細については添付通知を参照）

○特定屋外喫煙場所について

第一種施設については、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設であることから敷地内禁煙とすることが原則であり、特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではないことに十分留意すること。

○特定屋外喫煙場所を設置する場合は以下の基準を遵守すること

・喫煙をすることができる場所がパーテーション等で区画されていること

・喫煙できる場所である旨を記載した標識を掲示すること

・第一種施設を利用するものが通常立ち入らない場所に設置すること

・近隣の建物に隣接するような場所に設置することが無いことが望ましい